

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2019. 8. 15 第329号 (毎月15日発行)

由行
好風 徑子

奈良薬師寺元管主 高田好風師記念の書

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

— (公社) 全宅連 —

令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引上げられ、これに関連して消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が制定・施行されているところです。

今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(令和元年6月付20190522 中第3号 公取取第44号)並びに、「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」等の周知・広報へのご協力をお願い(協力依頼)」(令和元年6月27日付消表対第285号)が関係事業者等宛に発出され、これに関連して国土交通省より周知依頼がございましたのでご案内申し上げます。

◆「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」

令和元年7月5日 国土交通省 国土動第32号

◆(参考)「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」等の周知・広報へのご協力のお願い

令和元年6月27日 消費者庁 消表対第285号

※詳細につきましては、下記ホームページでご確認下さい。

全宅連HPアドレス <https://www.zentakku.or.jp/news/4065/>

「建築基準法の一部を改正する法律」の施行に伴う 宅地建物取引業法施行令の一部改正について

— 新潟県土木部都市局建築住宅課 —

国土交通省土地・建設産業局不動産課長より、下記のとおり周知依頼がございましたのでお知らせ致します。

平成30年6月27日に、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号。以下「改正法」という。)が公布され、令和元年6月25日施行されました。これに伴い、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第30号)において宅地建物取引業法施行令(昭和39年政令第383号)が改正され、令和元年6月25日から施行されました。

改正内容について詳細な資料が必要な方は、お手数ですが本部事務局(担当:田宮)迄ご連絡をお願い致します。

『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されていますようお願い致します。

■鍵かけは、みんなができる防犯対策

新潟県の刑法犯認知件数のうち、約7割は窃盗、つまり「ドロボウ」の被害です。新潟県は、鍵をかけずに盗難の被害にあう割合（無施錠率）が非常に高くなっています。平成30年中の無施錠率は、侵入盗（全体）68.1%、乗物盗（全体）75.1%で、いずれも全国ワースト10位でした。

鍵かけは、誰でもできる防犯です。自宅、車、自転車、事務所などには、必ず鍵をかけましょう。

《新潟県の無施錠率》（令和元年6月末）

	侵入盗 全 体	空き巣	忍込み	事務所 ねらい	乗物盗 全 体	自動車盗	自転車盗
被害件数	425 件	87 件	99 件	40 件	624 件	10 件	605 件
施錠なし	290 件	61 件	94 件	14 件	443 件	7 件	434 件
無施錠率	68.2%	70.1%	94.9%	35%	71.0%	70.0%	71.7%

民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書にもとづく対応実績の報告について

— 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 —

平成19年10月に新潟県と本会との間で、全国に先駆けて締結しました標記覚書について、平成25年度から対応実績を取りまとめ、新潟県に報告することになりました。

つきましては、会員皆様より下記の内容についてお知らせいただきたくお願い致します。

1. 報告内容

（1）会員皆様が市町村への連絡によらず対応した件数

※覚書では市町村への連絡が基本となっていますが、緊急的又は簡易なもの（病院等を斡旋、親族へ連絡、救急車要請、簡易な手当等）として直接対応した場合

（2）上記（1）のうち、住民等の生命・身体の危険を回避できた事例

2. 報告時期 報告につきましては、対応後随時お知らせ下さい。

3. 報告様式 所定の用紙がございますので、本部事務局（担当：中島、中藤）迄ご連絡をお願い致します。 電話：025（247）1177



令和元年度 宅地建物取引士資格試験の受験申込者の状況

試 験 会 場	令和元年度			平成 30 年度	対前年比(%)
	インターネット	郵 送	合 計		
北 越 高 等 学 校	331 名	778 名	1,109 名	1,022 名	108.5%
新潟医療福祉大学	115 名	349 名	464 名	425 名	109.2%
長岡商業高等学校	206 名	388 名	594 名	600 名	99.0%
登 録 講 習 修 了 者 (新潟医療福祉大学)	35 名	371 名	406 名	329 名	123.4%
合 計 (構成比)	687 名 (26.7%)	1,886 名 (73.3%)	2,573 名 (100%)	2,376 名	108.3%

※宅地建物取引士資格試験日は、令和元年10月20日（日）です。

不動産コンサルティング専門教育講座の開催について

—新潟県不動産コンサルティング協議会—

本協議会は、不動産コンサルティングマスター登録の更新要件を具備した「不動産コンサルティング専門教育講座」を開催致します。

今年度より、コンサルティングマスター登録者以外の方、どなたでも受講ができるようになりました。

同封のご案内をご覧になられて申込をされますようお願い申し上げます。

1. 日 時 令和元年 11 月 20 日(水) 午前 10 時～午後 5 時迄
2. 場 所 新潟市中央区明石 1－3－10 新潟県宅建会館 3 階
3. 講 師 ダンコンサルティング株式会社
代表取締役 塩 見 哲 様
4. テ ー マ 不動産相続対策コース
5. 受 講 料 21,000 円（当日ご持参願います。）
6. 申 込 期 間 9 月 2 日（月）～11 月 6 日（水）

本会の会員皆様で、建設業における新潟県知事許可業者の皆様

1. 本会は、平成 10 年 5 月 1 日、新潟県との間で全国で初めて「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」に調印致しております。
2. 経営事項審査については、平成 18 年 5 月 1 日から防災活動への貢献の状況項目が新たに加えられました。
3. 証明書を必要とされる会員皆様には、本会で証明書を発行致しますので、本部事務局迄ご連絡をお願い致します。

法定講習会のお知らせ

宅地建物取引士法定講習会を下記の日程で開催致します。現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期限をご確認の上、受付期間内にお申し込み下さいますようお願い致します。

現在宅地建物取引士証をお持ちの方には、有効期限6ヶ月以内の法定講習会のご案内をお送りしております。また、宅建協会のホームページからも受講申込書等をダウンロードできます。詳しくは宅建協会のホームページの『法定講習会』でご確認下さい。

	開 催 日 程	受 付 期 間	会 場
第4回	令和元年 10 月 1 日(火)	令和元年 8 月 19 日(月) ~ 令和元年 9 月 9 日(月)	『朱鷺メッセ』 新潟市中央区万代島 6-1
第5回	令和元年 12 月 5 日(木)	令和元年 10 月 16 日(水) ~ 令和元年 11 月 11 日(月)	『ハイブ長岡』 長岡市千秋 3-315-11
第6回	令和2年 2 月 25 日(火)	令和2年 1 月 14 日(火) ~ 令和2年 2 月 3 日(月)	『朱鷺メッセ』 新潟市中央区万代島 6-1

宅建サポートセンターからのお知らせ

◇2020 年版 手帳のご注文について

2020 年版手帳「不動産日記」の注文を承ります。購入ご希望の方はお手数ですが事務局（担当：入沢）迄、ご連絡をお願い致します。

『不動産日記』 住宅新報社発行 価格：1冊 950 円（税込、送料別途）

◇好評につき、重要事項説明書説明資料の冊子を増刷しました！

価格：1冊 302円（税込、送料別途）

※詳しくは、(株)新潟県宅建サポートセンターまで。電話：025-247-1361



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りを願ひいたします。
 本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部

〒950-0084

新潟市中央区明石 1-3-10 新潟県宅建会館

電 話

025-247-1177

ホームページアドレス

<http://www.niigata-takken.or.jp>

Eメール

takken@niigata-takken.or.jp

発行人 志田 常弘

編集人 阿部 誠

ホームページ来訪者
令和元年8月1日現在

1,274,472 名

先月比 (+4,865)

1日平均 156 名